

でんさいネットご利用の際の重要事項についてのご説明

この書面は、でんさいネットに関する重要事項を説明しております。ご契約される前に、ご確認いただいたうえでお申込みくださいますようお願いいたします。特に太字・下線の箇所は重要ですのでよくご確認ください。

1. 利用料について

- 当金庫(窓口金融機関(注))が定める利用料(手数料)を当金庫にお支払ください。

(注)窓口金融機関とは、お客様との間で利用契約を締結し、取引(でんさい支払・でんさい譲渡等の記録請求のこと。以下同じ。)の窓口となる金融機関のことです。

- 全銀電子債権ネットワーク社からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。

2. サービスの提供時間(営業日・営業時間)について

当金庫のサービス提供時間は、インターネット利用の場合午前7時から午後0時まで、窓口の場合当金庫営業日の午前9時から午後3時までです。(一部サービスについては異なります。)ただし、当日付で取り扱う取引の受付時限はインターネット利用の場合午後3時、窓口の場合午後2時までとなります。

上記以外の時間帯であっても、サービスを提供する参加金融機関(注)もあります。具体的なサービス提供時間や受付時限は、直接、ご契約の窓口金融機関にお問い合わせください。

(注)参加金融機関とは、全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協系統金融機関等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。

3. 利用者番号について

お客様には、1法人(個人事業主である場合には1人)につき1つの利用者番号を付与いたします。

複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。

※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。

※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。

4. でんさい(注)の支払(発生記録 債務者請求)、でんさいの支払依頼(発生記録 債権者請求)について

(注)でんさいとは、でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。

- でんさい金額(債権金額のこと。支払金額と表記されることもあります。)は、1円以上100億円未満です。なお、でんさい金額は、1円単位で設定いただけます。

- でんさいの支払期日は、発生日(電子記録年月日。手形でいう「振出日」)から起算して7営業日(金融機関営業日)から最短で3営業日(金融機関営業日)を経過した日以降で10年先の日付までの範囲で設定いただけます。

5. でんさいの譲渡(譲渡記録 手形の裏書に相当)について

- でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさい保証(保証記録)をつけていただく取扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、支払人(債務者)が支払えなかった場合(支払不能(注))には、でんさいを譲渡したお客様(譲渡人)は、受取人(譲受人)に対して、支払義務を負うことになります。**

(注)支払不能とは、支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。

- 債権者利用限定特約(でんさいの支払人(債務者)にならない特約)を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。

6. でんさいの譲渡(分割)＜一部譲渡＞について

- でんさいは、でんさい金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。

例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。

- 分割のみの取扱いはできません。

7. でんさいの取消等について

お客様がでんさい支払、でんさい譲渡等を行った場合、発生日や譲渡がなされた日を含む 5 営業日(金融機関営業日)以内、かつ支払期日の 3 営業日(金融機関営業日)前までに、お客様の相手方において取消が可能です。

※例えば、お客様が支払期日の 3 営業日(金融機関営業日)前にでんさい譲渡を行った場合、相手方(受取人・譲受人)は譲渡日中に限り、でんさい譲渡を取消することができます(譲渡日の翌日以降は取消できません。)

8. でんさいの変更(変更記録)について

利害関係人全員(でんさいの支払人・受取人・保証人等の当該でんさいに利害関係を有する者全員)のご承諾が無いと、でんさいの登録内容(支払期日・でんさい金額・譲渡制限有無の内容)を変更したり削除することはできません。

※利害関係人が 3 名以上存在する場合、変更が非常に困難になることがあります。取引は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。

9. 取引の制限期間について

でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、取引が制限されます。

※例えば、でんさい譲渡は、対象となるでんさいの支払期日の 7 営業日(金融機関営業日)前以前から最短で 3 営業日(金融機関営業日)前までに行う必要があります。詳しくは下記の表をご参照ください。

[支払期日前後の取引の制限]	金庫(銀行)営業日 →										
	7 営業日前以前	6 営業日前	5 営業日前	4 営業日前	3 営業日前	2 営業日前	1 営業日前	支払期日	1 営業日後	2 営業日後	3 営業日後以降
支払期日を基準とした取引日(記録請求日) (でんさいネット必着日)											
各取引と制限 (○: 取引可能) (△: 条件付で取引可能) (-: 取引不可)											
1-1. でんさい支払 (取引実施者: 支払人)	○	△ (注 10)	△ (注 10)	△ (注 10)	△ (注 10)	-	-	-	-	-	-
1-2. でんさい支払依頼 (取引実施者: 受取人)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. でんさい譲渡 (取引実施者: 受取人)	○	△ (注 11)	△ (注 11)	△ (注 11)	△ (注 11)	-	-	-	-	-	△ (注 5)
3. でんさい譲渡(分割)取引 (取引実施者: 受取人)	○	△ (注 11)	△ (注 11)	△ (注 11)	△ (注 11)	-	-	-	-	-	-
4. でんさい保証(単独) (取引実施者: 受取人)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ (注 5)
5. 支払等記録取引(口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注 1) (取引実施者: 受取人)	○	○	○	○	○	-	-	△ (注 6)	△ (注 6)	△ (注 6)	○
(取引実施者: 支払者)	○ (注 7)	-	-	-	-	-	-	△ (注 6)	△ (注 6)	△ (注 6)	○
6. でんさい変更 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (取引実施者: 支払人、受取人、保証人(注 2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注 8)
(2) でんさい金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注 3)											
① 利害関係人が支払人と受取人しかいない状態 (でんさい譲渡やでんさい保証が行われる前)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
a. オンラインで承諾を得る方法(注 4) (取引実施者: 支払人、受取人)	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
b. 書面で承諾を得る方法 (取引実施者: 支払人、受取人)	○	○	○	○	○ (注 9)	-	-	-	-	-	-
② 利害関係人が 3 名以上いる状態 (でんさい譲渡やでんさい保証が行われた後)	○	○	○	○	○ (注 9)	-	-	-	-	-	-
(取引実施者: 支払人、受取人、保証人(注 2))											

(注 1) 口座間送金決済(自動送金)以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録の請求が必要。
(注 2) 「でんさい保証(単独)」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「でんさい保証(譲渡を伴う保証)」をした保証人(譲渡人)を含む。
(注 3) 「-」の場合でも、差押えの記録を削除するためのでんさい変更等は可。
(注 4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる取引事項は、「でんさい金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「でんさい支払の取消」の 4 項目のみ。
(注 5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、支払人(債務者)が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
(注 6) 支払人(債務者)の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の 3 営業日(金庫・銀行営業日)後)
(注 7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、支払人(債務者)または保証人(電子記録保証人)に限り可。
(注 8) でんさい金額全額について支払人(債務者)を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
(注 9) 書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。
(注 10) 支払人(債務者)による請求の場合で、でんさいネットが認めた参加金融機関で行う場合。
(注 11) でんさいネットが認めた参加金融機関で行う場合。

10. でんさいの決済(支払い)について(口座間送金決済(注)) (債権者利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

(注)口座間送金決済とは、支払人(債務者)の窓口金融機関が支払期日に支払人のご利用のでんさい口座(決済口座)から資金を引き落とし、送金を行うことにより、受取人(債権者)の口座に入金する決済方法のことです。

- でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。支払人(債務者)のお客様は、支払期日の前日までに決済口座に資金をご準備ください。

※具体的な資金の準備期限については、ご契約の当金庫本支店にご確認ください。

- 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、支払人のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。

※詳しくは、後記 12.の「支払不能処分制度」をご参照ください。

- 支払資金は支払期日に受取人(債権者)のご利用のでんさい口座(決済口座)に送金されます。ただし、受取人の口座への入金時間は、支払人の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。

- 支払人と受取人の間の取り決めにより、口座間送金決済(自動送金)以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3営業日(金融機関営業日)前までに支払等記録がなされていない場合は、口座間送金決済が行われます。

- 支払人に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(注)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、受取人に対して、支払義務を負います。

(注)電子記録保証人とは、でんさいの支払人(債務者)に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことで「保証人」と表示されます。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。

- 電子記録保証人が支払人に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(注)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および支払人に対して、求償することができます。

(注)特別求償権とは、電子記録保証人が支払人(債務者)の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および支払人に対して、求償できる権利のことです。

11. 口座間送金決済の中止について (債権者利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

支払人(債務者)のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、受取人(債権者)の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。

※詳しくは、後記 13.の「異議申立の手続」をご参照ください。

12. 支払不能処分制度(手形の不渡処分制度に相当)について (債権者利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

- 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、当該支払人(債務者)のお客様には、原則として支払不能処分が科されます。

- 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。

①支払人に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。

②1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該支払人に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された支払人は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。

- 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。

- 電子交換所の取引停止処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。

13. 異議申立の手続について (債権者利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

- 契約不履行等、でんさいの決済(支払い)を中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、支払人(債務者)のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。

- ただし、支払人のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前営業日(金融機関営業日)までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。

※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。

14. でんさい確認(開示)について

でんさい情報(記録事項)の確認(開示請求)ができる者は、当該でんさいの利害関係人(支払人(債務者)、受取人(債権者)、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とその窓口金融機関です。

15. 他の記録機関との関係(記録機関変更記録)について

でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。

なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。

2026年6月1日改正